

## 国民健康保険税について（令和8年度）

国民健康保険は、社会保険などに加入できない人が加入する公的保険です。社会保障の一環として、加入者の皆様の所得に応じた保険税と公費によって支えられています。

国民健康保険税は、皆さんの健康を守り、万一のときの安心を支えるためにつくられた国民健康保険制度を運営するための大切な財源となります。引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

### 【税率と課税限度額】

#### 「医療分」

所得割	均等割	平等割	課税限度額
10.46 / 100	38,895円	24,087円	670,000円

#### 「後期高齢者支援金分」

所得割	均等割	平等割	課税限度額
3.10 / 100	11,414円	7,069円	260,000円

#### 「介護納付金分」 40歳～64歳の人（介護保険の第2号被保険者）

所得割	均等割	平等割	課税限度額
3.01 / 100	12,617円	6,216円	170,000円

#### 「子ども・子育て支援納付金分」

所得割	均等割	平等割	課税限度額
0.32 / 100	1,158円 〔18歳以上〕 103円	739円	30,000円

※ 本町では、国保の広域化に伴い導入された「標準保険税率」どおりに、税率を設定しています。

### 【納期】

- ・ 普通徴収の方は、6月(1期)～翌年3月(10期)の10回払いです。
- ・ 特別徴収の方は、年金の定期支払月(4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)に年金からの引き落としになります。

### 【納税義務者】

- ・ 世帯主が納税義務者となりますので、納税通知書は世帯主あてにお送りします。
- ・ 世帯主が国保以外の健康保険に加入されている場合でも、納税義務者は世帯主となります。

### 【納め方】

- ・ 保険税は、国保の資格を得た月の分から納めていただくことになります。**届出が遅れると、遡って納税の義務が発生しているにもかかわらず、医療費は全額自己負担となる場合がありますので、国保の資格を得た後、14日以内に届出をお願いします。**

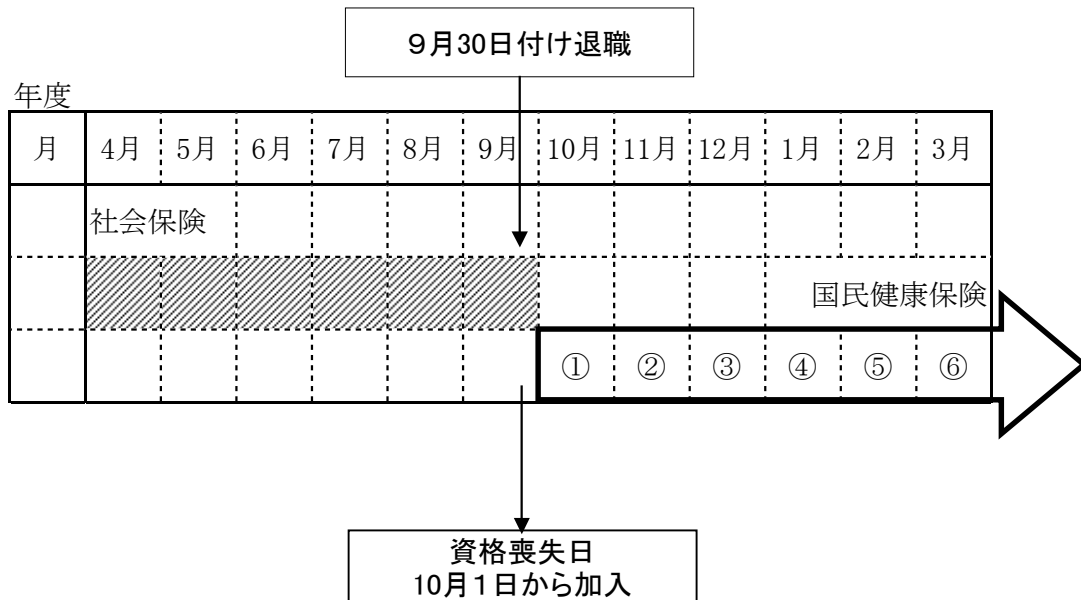
※ 社会保険等、他の健康保険に加入された場合、国保を脱退する届出をしていないと、そのまま保険税が二重払いになってしまうことがありますので速やかに届出をしてください。

## 年度途中で退職し、社会保険から国民健康保険に加入するケース(例)

久御山町役場に届け出た日:10月5日

国民健康保険に加入となる日は、届け出た日ではなく、社会保険の資格喪失日に基づき判定します。

資格喪失日は、必ず脱退証明書や資格喪失証明書などの書面で確認します。



※10月1日付けで国民健康保険に加入となります。  
 当年度の国民健康保険税は「年額の6か月分」を課税します。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
								○10日頃に通知				
								支払	支払	支払	支払	支払

※1回の支払金額は「年額の6か月分」を5等分した金額になります。  
 端数は最初の11月(6期)に加算します。

町からのお願い

国民健康保険税のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。  
 金融機関のキャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きが完了できます。  
 要望があれば、町職員がご自宅を訪問して専用端末で手続きをおこないます。

- 京都銀行
- 京都信用金庫
- 京都中央信用金庫
- ゆうちょ銀行
- 京都やましろ農業協働組合